



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年11月11日火曜日 第1508号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

村営土地改良事業の施行の同意.....	1167
町営土地改良事業の施行の同意.....	1167
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	1167
公有水面埋立免許の出願.....	1167
道路の区域変更(県道横浜生名港線).....	1168
道路の供用開始( " ).....	1168
過疎地域活性化特別措置法による工事の完了.....	1168

## 雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....	1169
-----------------------------	------

## 告 示

### ○愛媛県告示第2099号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、朝倉村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・長田上池地区)の施行に平成15年10月27日同意した。

平成15年11月11日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第2100号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・長田上池地区)の施行に平成15年10月27日同意した。

平成15年11月11日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第2101号

愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年11月11日

愛媛県知事 加戸守行

第13条第7項中「債権譲渡」の下に「及び工事に係る請負代金債権の譲渡を活用した融資を受けるために愛媛県建設業協同組合連合会に対して行う債権譲渡」を加える。

### ○愛媛県告示第2102号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月11日

波止浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 市長 繁信順一

今治市東門町六丁目2番12号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県今治市小浦町一丁目408番11から同市波止浜赤崎1番1までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から6点を順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.47メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院「小浦」三等三角点、愛媛県今治市大字大浜字大谷戊110番地)は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

1点は、基点から真北223度33分59秒74845メートルの地点

2点は、1点から真北44度21分38秒12722メートルの地点

3点は、2点から真北290度31分03秒049メートルの地点

4点は、3点から真北20度31分03秒380メートルの地点

5点は、4点から真北110度31分03秒135メートルの地点

6点は、5点から真北20度31分03秒48.04メートルの地点

ウ 面積

8,667.80平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県今治市小浦町一丁目408番11、408番8、343番3、343番1、343番2、344番1、344番2、同市高部字旭方乙1番17、乙1番39、乙1番22及び同市波止浜赤崎1番1の地内並びに同地先公有水面

イ 区域

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線及びK点とA点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「小浦」三等三角点、愛媛県今治市大字大浜字大谷戊110番地)は、北緯34度06分47.

1397秒、東経 132 度58分 34 .0141 秒の地点  
 A 点は、基点から真北 223 度47分11秒763 .32メー  
 ルの地点  
 B 点は、A 点から真北 4 度40分49秒 74 .97 メートル  
 の地点  
 C 点は、B 点から真北44度21分38秒 29 .82 メートル  
 の地点  
 D 点は、C 点から真北20度31分03秒120 .92メートル  
 の地点  
 E 点は、D 点から真北87度52分35秒 58 .03 メートル  
 の地点  
 F 点は、E 点から真北 177 度52分35秒 55 .63 メー  
 ルの地点  
 G 点は、F 点から真北85度00分20秒 51 .34 メートル  
 の地点

H 点は、G 点から真北 174 度46分56秒 38 .20 メー  
 ルの地点  
 I 点は、H 点から真北 227 度44分34秒 47 .12 メー  
 ルの地点  
 J 点は、I 点から真北 202 度15分30秒 82 .71 メー  
 ルの地点  
 K 点は、J 点から真北 227 度03分02秒 34 .93 メー  
 ルの地点  
 ウ 面積  
 24 ,676 .98平方メートル  
 3 埋立地の用途  
 輸送用機械器具製造業用地  
 4 出願年月日  
 平成15年10月31日

### ○愛媛県告示第2103号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	横浜生名港線	越智郡生名村1276番 2 から 同村1878番 2 地先まで	旧	メートル 6.4~36.0	キロメートル 0.589	
			新	10.5~41.2	0.589	

### ○愛媛県告示第2104号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	横浜生名港線	越智郡生名村1276番 2 から 同村1878番 2 地先まで	平成15年11月11日

### ○愛媛県告示第2105号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第15号）第14条第 1 項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成15年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路 線 名	工 事 区 間	工事の 種 類	完了年月日
城 川 町	町 道	古市土居線	東宇和郡城川町大字土居2385番 2 から 同大字1454番 1 地先まで	改 築	平成15年11月11日

## 雑 報

## ○公 告

## 理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第 234 号）第 3 条第 1 項及び美容師法（昭和32年法律第 163 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 9 回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成15年11月11日

財団法人理容師美容師試験研修センター  
理事長 金田 一郎

## 1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成16年 1月26日（月）
- (2) 美容師実技試験 平成16年 2月 2日（月）または、2月 2日（月）から 2月 3日（火）（受験申込人数により受験日が二日間に及ぶことがある。）
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成16年 3月 7日（日）

## 2 試験地

松山市

## 3 試験会場

- (1) 理容師実技試験  
松山市小栗六丁目 1 番26号  
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (2) 美容師実技試験  
松山市小栗六丁目 1 番26号  
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (3) 筆記試験  
松山市桑原三丁目 2 番 1 号  
松山東雲女子大学 松山東雲短期大学

## 4 試験事項

- (1) 実技試験
  - ア 理容師実技試験
    - (ア) 理容の基礎的技術
      - a カットニング  
ミディアム分髪スタイルとする。
      - b シェーピング  
ネック・シェーピング、フェイス・シェーピング及び顔面処理を含む。
      - c 整髪  
分髪線のある基本整髪とする。
    - (イ) 理容を行う場合の衛生上の取扱
  - イ 美容師実技試験
    - (ア) 美容の基礎的技術
      - a 第 1 課題 ローラー・カール・セッティング
        - (a) すべてローラーで巻くこと。
        - (b) フロントはノーパートとし、左右はシンメトリーに巻くこと。
      - b 第 2 課題 カットニング  
グラデーション・ボブ・スタイルとする。
    - (イ) 美容を行う場合の衛生上の取扱
  - ウ 実技課題の設定条件（試験時間、技術の条件、モデル・ウィッグの条件、器具・用具の条件）及び受験生の留意事項、持参用具等については、別途配布する「受験の手引」を参照すること。

## (2) 筆記試験

## 試験課目

- ア 関係法規・制度
- イ 衛生管理
  - (ア) 公衆衛生・環境衛生
  - (イ) 感染症
  - (ウ) 衛生管理技術
- ウ 理容保健又は美容保健
  - (ア) 人体の構造及び機能
  - (イ) 皮膚科学
- エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学
- オ 理容理論又は美容理論

## 5 試験の免除

- (1) 理容師国家試験  
第 8 回筆記試験又は実技試験に合格した者については、理容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第 9 回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

## (2) 美容師国家試験

第 8 回筆記試験又は実技試験に合格した者については、美容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第 9 回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

## 6 受験資格

- (1) 理容師国家試験
  - ア 理容師法（昭和22年法律第 234 号）第 3 条第 3 項に定める者
  - イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 109 号）附則第 3 条に定める者
  - ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 109 号）附則第 5 条第 1 項に定める者
- (2) 美容師国家試験
  - ア 美容師法（昭和32年法律第 163 号）第 4 条第 3 項に定める者
  - イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 109 号）附則第 3 条に定める者
  - ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 109 号）附則第 5 条第 1 項に定める者

## 7 受験の手續

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

## (1) すべての受験者が提出する書類等

- ア 受験願書
- イ 写真（提出の日前 6 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）
- ウ 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へ貼り付けること。）
- エ 受験票（表面に氏名、現住所、受験地を記入したも

の。)

オ 氏名を変更した者は戸籍抄本

- (2) 6の(1)のア、ウ又は6の(2)のア、ウに該当する者が提出する書類

次のいずれかの書類を提出すること。

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成16年3月17日(水)までに卒業証明書を提出すること。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とする。

イ 第8回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

- (3) 6の(1)のイ又は6の(2)のイに該当する者が提出する書類

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は第8回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書、又は第8回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

- (4) 試験の免除を受ける者が提出する書類  
第8回理容師国家試験、美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書

#### 8 受験に関する書類の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間

平成15年12月15日(月)から平成15年12月19日(金)までの午前10時から午後4時まで

- (2) 提出先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号  
愛媛県宮西ビル3階  
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

- (3) 提出方法

受験に関する書類は原則として持参するものとする。ただし、郵送する場合は「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付すること。

この場合、平成15年12月19日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (4) 受験に関する書類は、受付後は返却しない。  
(5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めない。  
(6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、受験に関する書類を提出した財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部へ直接申し出ること。

#### 9 受験手数料

実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円、筆記試験を受験する場合の受験手数料11,000円は、原則として銀行振込又は郵便振替(財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。)により納付すること。

この場合において、銀行振込等に要する手数料は受験者の負担とする。

#### 10 受験票の交付

- (1) 受験に関する書類を持参した場合は、書類の受付の際に交付する。  
(2) 受験に関する書類を郵送した場合は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部から受験者あてに受験票に記載された住所へ直接送付する。

#### 11 合格者の発表

試験に合格した者の発表は平成16年3月31日(水)午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表する。また合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付する。

#### 12 受験の手引等の配布

- (1) 受験の手引、願書用紙、写真台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部まで申し出ること。

配布の期間は平成15年11月10日(月)午前9時から平成15年12月12日(金)午後5時までとする。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び祭日は除く。

なお、郵送を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角型2号、縦32ミリメートル、横240ミリメートル)に200円の郵便切手を貼り付けたものと希望する手引きの種類を添えて上記支部まで申し出ること。

配布の期間に限り受け付ける。

- (2) その他の受験に関する書類の常置場所

松山市宮西一丁目5番11号  
愛媛県宮西ビル3階  
愛媛県理容生活衛生同業組合  
松山市宮西一丁目5番11号  
愛媛県宮西ビル3階  
愛媛県美容業生活衛生同業組合  
新居浜市若水町二丁目3番44号  
社団法人東予理容美容専門学校  
松山市小栗六丁目1番26号  
愛媛県理容美容専門学校  
松山市馬木町12番地  
愛媛県立松山聾学校  
宇和島市妙典寺前乙576番地  
社団法人宇和島美容学校

#### 13 その他詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号  
愛媛県宮西ビル3階  
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部  
電話 (089)924 0804